

番 号：140201

国 名：タンザニア

担当部署：アフリカ部アフリカ第二課

案件名：援助協調を通じた運輸・交通セクター政策支援【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：運輸・交通セクター政策支援
- (2) 格 付：1号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年5月下旬から2015年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 4.30M/M、合計 4.80M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	129日	5日

現地派遣は、ドナー会合や政府主催の定例・年次会合にあわせ、2014年6月上旬～6月下旬、9月中旬～11月下旬、2015年2月上旬～2月下旬の3回を想定している。各回の派遣期間については、渡航回数3回、全体129日を上限に工程の提案を行うこと。また、各派遣間の国内作業期間は設けない。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	援助協調、政策支援に関する各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）が必要です。

6. 業務の背景

タンザニア国は、経済成長、生産・競争力・所得向上に向けた社会インフラの整備が不可欠であるとの認識の下、インフラセクター開発を、「成長と貧困削減のための国家戦略（スワヒリ語で「MKUKUTA」）」（フェーズ I：2005～2009 年度、フェーズ II：2010～2014 年度）において、重点分野に位置付けている。さらにタンザニアは、道路セクター政策として 2003 年に「国家運輸・交通政策（National Transport Policy: NTP）」、2007 年に 10 ヶ年に亘る「運輸・交通セクター投資計画（Transport Sector Investment Programme: TSIP）」をそれぞれ策定している。TSIP では道路、港湾、空港、鉄道等各セクターにおける開発課題を掲げるとともに、各セクターへの支援重点項目・必要予算が計上されており、各開発ドナーは同計画に基づいて支援を行っている。

援助協調が進んでいるタンザニアでは、我が国をはじめ、EU、世界銀行、英国（DFID）、アフリカ開発銀行、デンマーク（DANIDA）等のドナーが運輸・交通セクターの開発パートナーグループ（Development Partner Group: DPG）を形成している。DPG は、ドナー間で情報共有を行うとともに、タンザニア政府の運輸・交通セクターの課題に対する提言や支援に向け、タンザニア政府との定例会合や、インフラセクターレビュー年次会合を通じて政策対話に取り組んでいる。我が国は、これまでの貢献を踏まえて 2012 年 5 月より同 DPG の議長国を務めており、DPG の中心的役割を果たしている。

2006 年以降、タンザニアでは有償資金協力により一般財政支援及び道路整備事業を実施しており、今後も同スキームを活用し、より幅広く運輸・交通セクターの案件形成に取り組む予定である。また、JICA が実施した「全国物流マスタープラン調査」（2011～2013）では、将来的な物流需要や東アフリカ域内の国際回廊競争力強化という視点で物流円滑化に向けた総合的マスタープランの検討を行った。同マスタープランでは、これまで開発の中心であった道路に加えて港湾、鉄道に対する支援強化が提言され、これらのセクターでの大型のインフラ案件の検討を今後進める予定である。

JICA はタンザニア国の運輸・交通セクターを支援するために、これまで、「援助協調を通じた運輸・交通セクター政策支援専門家」を約 2 年間（2012 年 5 月～2014 年 3 月）派遣し、鉄道や港湾部門改革の政策対話や道路セクターの重要課題である滞納金問題への対処を進めた他、農村道路開発計画への予算配分の改善などに取り組み一定の成果を挙げた。

他方、我が国は、運輸・交通セクター DPG の議長を 2015 年 3 月までさらに 1 年延長することが決まり、過去 2 年間の取り組みをさらに推し進めていくことが求められている他、2013 年に発表された新たな開発プログラムである「Big Result Now (BRN)」の実現に向けた議論を牽引していくことが期待されている。そのため、同専門家の成果と業務内容を整理したうえで、タンザニア国の運輸・交通セクターの支援を更に継続していく必要がある。

政府との効果的な政策対話を実現し、他ドナーとの協調のもと、運輸・交通セクターの改革や効果的な案件形成を進めていくためには、セクターの現状分析及び課題解決に向けた極めて高度な政策提言及び技術支援が欠かせない。本専門家は運輸・交通 DPG において、現地 ODATF の担う議長国としての業務を主に政策及び技術面から支援し、JICA が蓄積してきた当該セクターにおける教訓とマクロ経済、公共財政管理に関する知見に基づく極めて高度な政策提言を行うとともに、JICA による案件形成を支援することを目的に派遣する。また、タンザニアの援助協調においては、一般財政支援の枠組みとの関わりが密接であるため、一般財政支援に係る情報収集・助言等も業務の一環として必要となる。

7. 業務の内容

在タンザニア日本大使館・JICA タンザニア事務所と密接な協議・連携を行いつつ、以下の活動を行う。具体的担当事項は次の通り。

(1) 国内準備期間（2014年5月下旬）

ア 既存資料の収集と現状の整理・分析を行う。

- イ タンザニア国運輸・交通セクターの課題、他の開発パートナーの動向を踏まえ、業務実施計画書（和文）を作成する。
 - ウ 上記イで作成した業務実施計画書（和文）について、JICA アフリカ部や関係省庁と協議を行い、現地派遣期間中の業務実施方針等について確認する。
- (2) 第1次現地派遣期間（2014年6月上旬～6月下旬）
- ア 現地作業開始時に JICA タンザニア事務所に事業実施計画書（和文）を提出し、事業計画の確認を行う。
 - イ 運輸・交通セクターに関する各種会合に出席し、情報収集を通じてタンザニアにおける当該セクターの開発プログラムの分析を行う。
 - ウ 現地 ODATF が担う DPG の議長国としての業務を、以下(ア)～(イ)の活動を通じて政策及び技術面から支援する。
 - (ア) DPG 会合に向けたタンザニア政府からの情報収集及び運輸・交通セクターにおける課題の抽出する。
 - (イ) 抽出された課題に対する開発パートナー及び政府関係者との意見交換を行う。
 - (ウ) 開発パートナーから提示された支援内容の分析及び資金協力による協調融資等、他開発パートナーとの効果的な支援策の検討する。
 - エ タンザニアとの政策対話の一環として、タンザニア政府主催の定例・年次会合（Joint Technical Committee: JTC、セクターレビュー等）に関して、以下(ア)～(イ)の活動を行う。
 - (ア) 会合前のタンザニア政府との事前協議や情報収集を通じて、定例・年次会合での検討課題を政策及び技術面の観点から分析、とりまとめる。
 - (イ) 上記(ア)に加えて開発パートナーの意見聴取を通じて、タンザニア政府が設定する当該セクターの政策目標や達成指標の実現可能性に関する分析をし、改善が必要な点を整理する。
 - (ウ) 上記ウや、エ(ア)～(イ)の活動を通じて得られた情報を踏まえ、定例・年次会合の論点の整理を行い、議長国を務める現地 ODATF が行う政策提言を支援する。
 - オ 他の開発パートナーや関連機関の動向、情報収集及び分析を行い、開発パートナーとの連携の可能性を検討する。
 - カ 当該セクターに関する現地 ODATF の案件形成（一般財政支援に係る財政支援型案件を含む）を支援する。
 - キ 我が国企業を含む民間投資の基盤となる運輸・交通セクター開発の観点からの情報収集と現地 ODATF への情報提供を行う。
- (3) 第2次現地派遣期間（9月中旬～11月下旬）
- ア 第2次現地業務の開始にあたり、JICAタンザニア事務所と第2次派遣期間の業務内容の確認を行う。
 - イ 第1次現地業務の課題も踏まえ、上記（2）イ～キの業務を継続して行う。
- (4) 第3次現地派遣期間（2015年2月上旬～2月下旬）
- ア 第3次現地業務の開始にあたり、JICAタンザニア事務所と第3次派遣期間の業務内容の確認を行う。
 - イ 第1、2次現地業務の課題も踏まえ、上記（2）イ～キの業務を継続して行う。
 - ウ これまでの活動結果を踏まえ、運輸・交通セクターの政策面の課題をまとめ、今後の改善に向けた提言を行う。
 - エ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAタンザニア事務所に提出・説明する。
- (3) 帰国後整理期間（2015年3月上旬）
- ア 収集資料の分析結果、道路・交通セクターにおける援助協調の動向、今後実施していくべき支援の方向性、我が国の政策提言に対するタンザニア政府の反映内容等の業務成果を取りまとめ、専門家業務完了報告書（和文）を作成する。
 - イ 最終現地派遣後、JICA 主催の報告会に参加し、業務の最終報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（全体）
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）
- (2) 現地業務結果報告書（各派遣次）
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）、英文5部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所、タンザニア政府関係機関）
（収集資料の分析、道路・交通セクターにおける援助協調の動向、支援の方向性の検討等をまとめる。）
- (3) 専門家業務完了報告書
和文2部（JICAアフリカ部、JICAタンザニア事務所）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダルエスサラーム⇒ドバイ⇒日本、もしくは、日本⇒ドーハ⇒ダルエスサラーム⇒ドーハ⇒日本を標準としますので、季節変動を踏まえ、より経済的、効率的な航路としてください。
- (2) 直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、平成26年度単価を上限とします。
(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20140212.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2014年6月1日～6月30日、9月13日～11月26日、2015年2月1日～2月24日を予定していますが、前後の日程調整はある程度まで可能です。

②現地での業務体制

本業務では、現地JICA事務所、日本大使館と密接な協議・連携のもと指定の業務内容に従い活動を行います。

③便宜供与内容

便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地JICA事務所が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

現地JICA事務所が執務スペースをアレンジします。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

ア タンザニア国家開発計画：成長と貧困削減のための国家戦略（スワヒリ語で「MKUKUTA」）

http://www.povertymonitoring.go.tz/Mkukuta/MKUKUTA_MAIN_ENGLISH.pdf

<http://www.povertymonitoring.go.tz/Mkukuta/Mkukuta%20English.pdf>

イ ドナー共通の援助戦略「タンザニア合同援助戦略（Joint Assistance for Tanzania: JAST）」

<http://www.tzdp.org.tz/external/home.html>

ウ 運輸省関連政策

<http://www.mot.go.tz/index.php/publications/category/policies/>

②本業務に関する以下の資料が必要な場合は、JICAアフリカ部アフリカ第二課（03-5226-8275）にお問い合わせください。

ア 過去の本業務専門家の報告書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②タンザニア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAタンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上